

奈良県告示第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、筒井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年七月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	竹本 脩	大和郡山市筒井町一三七九
〃	森川 邦雄	〃
〃	小柴 孝光	〃
〃	菊田 佳晃	〃
〃	森村 誠一	〃
〃	米田 尚史	〃
〃	西岡 進	〃
〃	灰藤 茂夫	〃
〃	小柴 實	〃
〃	松井 勇	〃
〃	奥田 敏夫	〃
〃	中川 光義	〃
〃	西本 勝治	〃
〃	石田 克正	〃

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	竹本 脩	大和郡山市筒井町一三七九
〃	森川 邦雄	〃
〃	松井 勇	〃
〃	米田 尚史	〃
〃	藤田 正信	〃
〃	灰藤 茂夫	〃
〃	灰藤 誉生	〃
〃	小柴 實	〃

〃	〃	〃	監事	〃	〃
森	石田	中川	奥田	松田	伊豆
浩昭	克正	光義	敏夫	悦治	幸次

〃	〃	〃	〃	〃	〃
一六〇三一	一六二七	一五六九	二二五	一三九五	一五四〇